

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を平成元年10月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月27日から同年11月1日まで

A社に入社し、途中転勤はあったものの継続して勤務しているが、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する社員台帳により、申立人は同社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、雇用保険の転勤年月日の記録、A社が保管する社員台帳及び社報の記録から、申立人に係る同社B支店における資格取得日を平成元年10月27日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する給与マスター一覧表から確認できる厚生年金保険料額及び算出できる総支給額（報酬月額）により、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年5月1日まで

A社に入社し、途中転勤はあったものの継続して勤務しているが、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する社員台帳により、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A社が保管する社員台帳及び社報の記録から、申立人に係る同社における資格取得日を昭和52年4月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和52年5月のオンライン記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年5月1日まで

A社に入社し、途中転勤はあったものの継続して勤務しているが、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する社員台帳により、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、転勤に伴い昭和52年4月30日付けでA社B工場における被保険者資格を喪失している同僚が複数確認できることから、申立人に係る同社の資格取得日を昭和52年4月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和52年5月のオンライン記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで

A社に入社し、途中転勤はあったものの継続して勤務しているが、年金記録では申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する社員台帳により、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、雇用保険の転勤年月日の記録から、申立人に係るA社B工場における資格喪失日を昭和56年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和56年7月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 35 年 4 月 2 日まで

申立期間について、脱退手当金を受け取った記録になっているが、A社 B工場を退職した際、脱退手当金についての説明は無く、受け取った記憶もない。当時一緒に働いていた同僚の中には、一時金と退職金を含めて3万円以上もらったとする同僚もいるが、私は受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の整理番号の前後 93 名の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 4 月 2 日の前後 2 年以内に資格喪失した 19 名（全員が受給資格あり）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 名に支給記録があり、うち 16 名が資格喪失日から約 6 か月以内に支給されている上、申立人が記憶している同僚は、「脱退手当金を受け取った。」とし、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「会社から説明を受け、郵送で受け取った。」と証言しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求された可能性が高いと考えられる。

また、当該被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 6 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 20 日まで
ねんきん定期便により年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額がその直前より低額となっていることが分かったが、当時は、昇給やベースアップがあり給与額は上がっていたので、標準報酬月額が低くなることは考えられない。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、給与明細書等の資料が無く、A社B支店及び当該事業所健康保険組合では、いずれも、「申立人の標準報酬月額に係る資料等は残存していない。」としていることから、給与総支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社C支店における上限等級の標準報酬月額の厚生年金保険被保険者 15 名を除く 39 名のうち、申立人を含む 26 名の標準報酬月額が、昭和 41 年 8 月の随時改定又は同年 10 月の定時決定により、その直前より低額となっていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、これらの記録はいずれも遡及して訂正されたなどの不自然な形跡も見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。